

平成 21 年 11 月 18 日説明用

資 料

(要望にない項目等)

目 次

1. 租税特別措置の見直し

- 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充…………… 1
- 小規模宅地等の課税の特例の見直し…………… 1
- 農業経営基盤強化準備金制度の見直し…………… 1
- 特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直し…………… 1
- 石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）に対する免税措置の見直し…………… 2

2. その他

所得税・相続税・法人税・印紙税関係

- 保険契約の範囲の明確化（所得税・相続税・法人税）…………… 3
- 保険証券の範囲の明確化（印紙税）…………… 3

所得税関係

- 金融商品先物取引に関する支払調書の整備…………… 3

相続税関係

- 定期金に関する権利の評価方法の見直し…………… 3
- 障害者控除の見直し…………… 3

法人税関係

- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長…………… 4
- 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長…………… 4

間接税関係

- 消費税の仕入控除税額の調整措置の回避事例への対処…………… 4

- 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長…………… 4
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長…………… 4

補足資料

租税特別措置の見直し関係

- ・ 小規模宅地等の課税の特例の見直し（相続税）…………… 6

その他関係

- ・ 定期金に関する権利の評価方法等の見直し（相続税・贈与税）…………… 7
- ・ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例…………… 8
- ・ 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用…………… 9
- ・ 仕入控除税額の調整措置の回避事例について（検査院意見表示事項）…………… 10
- ・ 現行の仕入控除税額の調整措置…………… 11

要望にない項目等の検討

○納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため、各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、22年度改正で措置することを検討してはどうか。

1. 租税特別措置の見直し

○ 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充

新たな類型の投資法人債が金融商品取引所に上場されたことを踏まえ、譲渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、「利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）」を加える。

（参考）公社債の譲渡による所得は原則非課税となっているが、ディープ・ディスカウント債（著しく低いクーポンを付して割引発行する債券）等の主たる投資収益が譲渡による所得である公社債は課税対象となっている。

○ 小規模宅地等の課税の特例の見直し

本特例は、相続人による事業等の継続に配慮して設けられた租税特別措置であるが、現行では、相続後に事業等を継続しない場合など、制度趣旨に照らして必ずしも的確とは言えない場合でも一定の減額を受けることが可能であることから、見直しを行う。

○ 農業経営基盤強化準備金制度の見直し

適用実績を踏まえ、適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外する。

○ 特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直し

特定目的会社の支払配当損金算入の要件について、適正化の観点から、特定出資についても優先出資と同様に国内募集割合の要件を追加する等の所要の見直しを行う。

○ 石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）に対する免税措置の見直し

ナフサについては、現在、租税特別措置法に基づき揮発油税等の免税が期限なしの措置として認められている。今般、石油石炭税のナフサ免税・還付措置については、期限到来を受け、検討対象とすることから、揮発油税等の免税措置についても、「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に沿って見直しを検討する。

※ 上記のほか、既に期限が到来しており、規定を削除する措置

- ・ 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- ・ 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減

2. その他

所得税・相続税・法人税・印紙税関係

○ 保険契約の範囲の明確化（所得税・相続税・法人税）

保険法が制定され、新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税法等における「生命保険契約」「損害保険契約」の範囲について明確化等を図るもの。

○ 保険証券の範囲の明確化（印紙税）

保険法の制定に伴い、商法において定めている保険証券の交付に関する規定が削除されるため、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化等を図るもの。

所得税関係

○ 金融商品先物取引に関する支払調書の整備

現行制度では、金融商品取引法のデリバティブ取引のうち一部の取引のみが先物取引に関する支払調書の対象となっているが、適正な課税を確保する観点から、支払調書の対象に次に掲げる取引を加える。

- ① 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（金融商品取引法2条21項4号～6号の取引）
- ② 外国市場デリバティブ取引

（注）商品先物取引については、支払調書の範囲を同様に整備する税制改正要望が提出されている。

相続税関係

○ 定期金に関する権利の評価方法の見直し

定期金に関する権利の評価方法（現行）は、昭和25年当時の金利水準・平均寿命等を勘案して定められたもの。現行評価方法による算定額と年金受取額の現在価値とが大きく乖離していること等から、その評価方法について見直しを行う。

○ 障害者控除の見直し

障害者控除は、「6万円×70歳に達するまでの年数」により計算した金額を相続税額から控除するもの。この「70歳」について、上記の評価方法の検討に併せて、制度創設時（昭和47年）からの平均寿命の延伸を踏まえ、見直しを行う。

法人税関係

○ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課税する特例の適用期限を延長する。

○ 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長

中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない措置の適用期限を延長する。

間接税関係

○ 消費税の仕入控除税額の調整措置の回避事例への対処

非課税売上（家賃収入等）に対応する資産（賃貸マンション等）の取得に係る消費税額につき、事業者免税点制度等の中小事業者の特例措置の適用により、取得時の過大な仕入控除税額を減額調整する措置を免れている事態への対処を行う。
(注) 会計検査院意見表示事項

○ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、適用期限を延長する。

○ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、適用期限を延長する。

